

東員町地域公共交通会議規約

(設置)

第1条 ~~道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条に規定する協議会として道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に關し必要な協議を行うために東員町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。~~

(事務所)

第2条 交通会議の事務所は、員弁郡東員町大字山田1600番地（東員町役場内）に置く。

(所掌事務)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。ただし、第1号に掲げる事項のうち「運賃及び料金」に関する事項は、第11条に規定する部会において協議しなければならない。

- (1) ~~道路運送法施行規則第9条の2に基づき~~地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関する事項
- (2) ~~道路運送法施行規則第49条第1号に定める~~市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (3) ~~地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項に規定する地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか。以下「交付要綱」という。）第2条第1項第1号に規定する生活交通ネットワーク計画（以下「ネットワーク計画」という。）~~交通計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (4) ~~連携計画及びネットワーク計画~~交通計画の実施に関する事項
- (5) ~~連携計画及びネットワーク計画~~交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) その他交通会議の目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第4条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者とし、町長が委嘱し又は任命する。

- (1) 学識経験者

- (2) 町民又は地域公共交通の利用者の代表
- (3) 一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体の代表者若しくはその指名する者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (5) 三重運輸支局長又はその指名する者
- (6) いなべ警察署長又はその指名する者
- (7) 三重県及び町の職員
- (8) その他交通会議が必要と認める者
(役員)

第5条 交通会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 座長 1人
- (4) 監事 2人

2 会長は、副町長とする。

3 副会長、座長及び監事は、委員の中から互選する。

(役員の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 座長は、交通会議の議長となる。

4 監事は、交通会議の監査事務を行う。

(任期)

第7条 委員の任期は、委員に就任した日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第8条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができるものとし、その場合あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告し、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、原則として全会一致をもって決するものとする。ただし、意見が分かれた場合において、議長がやむを得ないと認める場合は、出席委員の3分の2以上の賛成で決するものとする。

- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。
- 6 交通会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、若しくは助言等を求めることができる。
- 7 会長は、緊急を要する又は必要と認めた事項については、事業の概要を記載した書面を委員に送付し賛否を問い合わせ、その結果をもって会議の議決に代えることができる。この場合、会長は、その結果を委員に報告するものとする。

(協議の結果の尊重義務)

第9条 交通会議で協議が整った事項について委員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(協議済事項の軽微な修正又は変更)

第10条 交通会議において協議が整った事項に関する軽微な修正又は変更については、会議での協議を省略することができる。

- 2 前項における軽微な修正又は変更とは、別表に掲げるものとする。

(部会)

第11条 会長は、第3条各号に掲げる所掌事務について調査又は検討を行うため、必要に応じ交通会議に部会を置くことができる。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 交通会議の経費は、負担金、補助金、~~繰越金~~その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第14条 第4条第1項第1号及び第2号に掲げる委員が会議に出席した場合、報酬を支払うものとする。ただし、会議が書面開催となった場合は、これを支給しないものとする。

- 2 1回の出席に係る報酬の額は次の通りとする。

- (1) 学識経験者 20,000円
- (2) 町民又は地域公共交通の利用者の代表 3,500円

- 3 第8条第3項に規定する代理の者が出席した場合、前項の報酬は代理で出席した者に支払うものとする。

(交通会議が解散した場合の措置)

第14-15条 交通会議が解散した場合におけるその収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(事務局)

第15-16条 交通会議の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、東員町企画部政策課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定める者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第1-6-1 7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、平成24年6月8日から適用する。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、令和 7年 月 日から適用する。

別表（第10条関係）

- | |
|-------------------------|
| 1 バス停名称の変更 |
| 2 バス停の新設又は廃止を伴わないルートの変更 |
| 3 ルートの変更を伴わないバス停の位置変更等 |
| 4 運行本数の変更を伴わない運行時刻の修正 |